

第1章 計画の基本的な考え方

1. 環境行政の歩みと背景

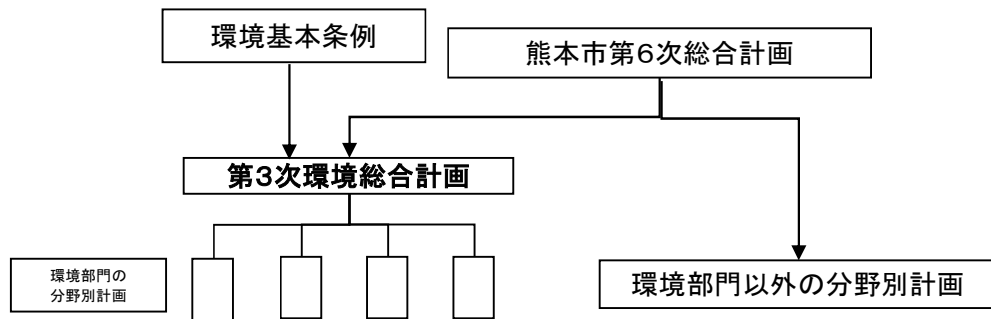
- 〈国際動向〉
 - 平成4年6月 地球サミット開催(ブラジル・リオデジャネイロ)
 - 平成6年6月 「気候変動に関する国際連合枠組条約」公布
- 〈国〉
 - 平成5年 「環境基本法」制定
 - 平成6年 第1次環境基本計画策定
 - 平成12年 第2次環境基本計画策定
 - 平成18年 第3次環境基本計画策定
- 〈熊本市〉
 - 昭和63年10月 「熊本市環境基本条例」制定
 - 平成5年 第1次環境総合計画策定
 - 平成13年 第2次環境総合計画策定
 - 平成18年 改訂版第2次環境総合計画策定

2. 計画策定の目的と位置づけ

【目的】

- 熊本市環境基本条例第3条
- 「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」
- ・長期的な目標を示す計画
- ・市民・事業者・行政の役割と取組の方向を明らかにする計画

【位置づけ】



3. 計画の範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域。
- 本計画の実行にあたっては、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏を中心とした広域的な対応。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境、歴史的・文化的環境及び地球環境。

4. 計画の期間

- 本計画期間⇒平成23年度～平成32年度までの10年間
- 但し、5年後に見直し(平成27年)

5. 本市の概況

- (1)人口
- (2)位置・面積・地形
- (3)気象
- (4)産業と就業者数について
- (5)土地利用について

【用語の定義(案)】 今後必要に応じて計画における用語を定義していく

環境～市民を取り巻く周囲の世界やその状態
 ひとづくり～良好な環境のもとで、市民が安心して生活できるよう、自ら担うことのできる責任と役割を果たす人材を育成すること
 まちづくり～本市が、魅力的で快適な環境のまちとなるように活動すること

資料2

資料3

第2章 本市の環境の現状と課題及び今後の方向性 ※新設

1. 現状と課題及び今後の方向性

第2次環境総合計画における取り組みの実施状況から本市の環境の現状と課題及び今後の方向性について検証
 ※第2次環境総合計画における環境目標(中目標)ごとの検証

環境審議会で議論

第3章 計画の基本理念

1. 計画の目指す都市像

環境審議会で議論

2. 基本理念～進むべき方向

総合的視点で今後10年間の取り組みの方向性を示したもの

- (1) 豊かな環境資源の保全と活用
- (2) 環境の変化への対応と適応
- (3) 社会構造の変化に応じた都市整備
- (4) 環境と経済・社会の調和
～エコロジーとエコノミーの両立～
- (5) ひとづくり・まちづくりの推進

3. 計画の環境目標(基本計画)と重点協働プロジェクト(ヘッドラインの提示) ※詳細は第4章に記載

環境審議会・庁内検討会議・市民検討会議で議論

第4章 基本計画

資料4

1. 基本計画体系

2. 基本計画

環境審議会・庁内検討会議で議論

目標と指標の設定

- ・第6次熊本市総合計画、各分野別計画より
- 第3次環境総合計画に掲げるべき目標を設定

環境審議会・庁内検討会議で議論

指標となる市民意識調査項目を検討

市民検討会議で議論

資料5

3. 重点協働プロジェクト

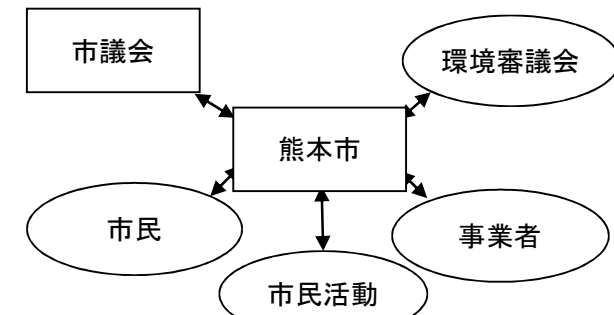
- 基本計画の環境目標を実現させるため、より有機的な連携を図ることができるしくみの構築
- ・ひとづくり事業⇒環境教育
- ・まちづくり事業⇒協働

市民検討会議⇒市民・市民活動団体・事業者・市が協働で重点的に進めるプロジェクト

環境審議会で議論

第5章 推進体制

- 計画(Plan) ○実行(Do)
- 検証(Check) ○再考・実践(Action)



[情報提供・連携・協力]

環境審議会・庁内検討会議・市民検討会議で議論

市民・市民活動団体・事業者が協働しやすい仕組み

第3次熊本市環境総合計画の目指す都市像案について

第1回環境審議会において、4つの都市像案をお示しいたしましたが、会議におけるご意見、また市民検討会議でのご意見を踏まえ、事務局で下記の案を作成いたしました。

(案) 未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

本市は、豊かな水と緑をはじめとする自然環境に恵まれた都市であることから、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝するなど、自然とともに生きるという文化が根ざした都市です。

このような恵まれた自然環境を基盤として、熊本城をはじめとする歴史的文化遺産や、城下町や地域で育まれた伝統文化など、生活環境の中に様々な文化が息づき、今日まで大切にまもり伝えられています。

環境をまもる文化と文化をまもり伝える環境。これらが調和した環境文化都市を目指します。

そして、これまで「森の都宣言」「地下水保全都市宣言」「環境保全都市宣言」を行いながら環境を守ってきた伝統を踏まえ、次世代においても環境文化都市であり続けるとともに、持続可能な都市として世界にその魅力を発信し、交流・連携を深めながら、環境問題に取り組んでいきます。

■第1回環境審議会におけるご意見より■

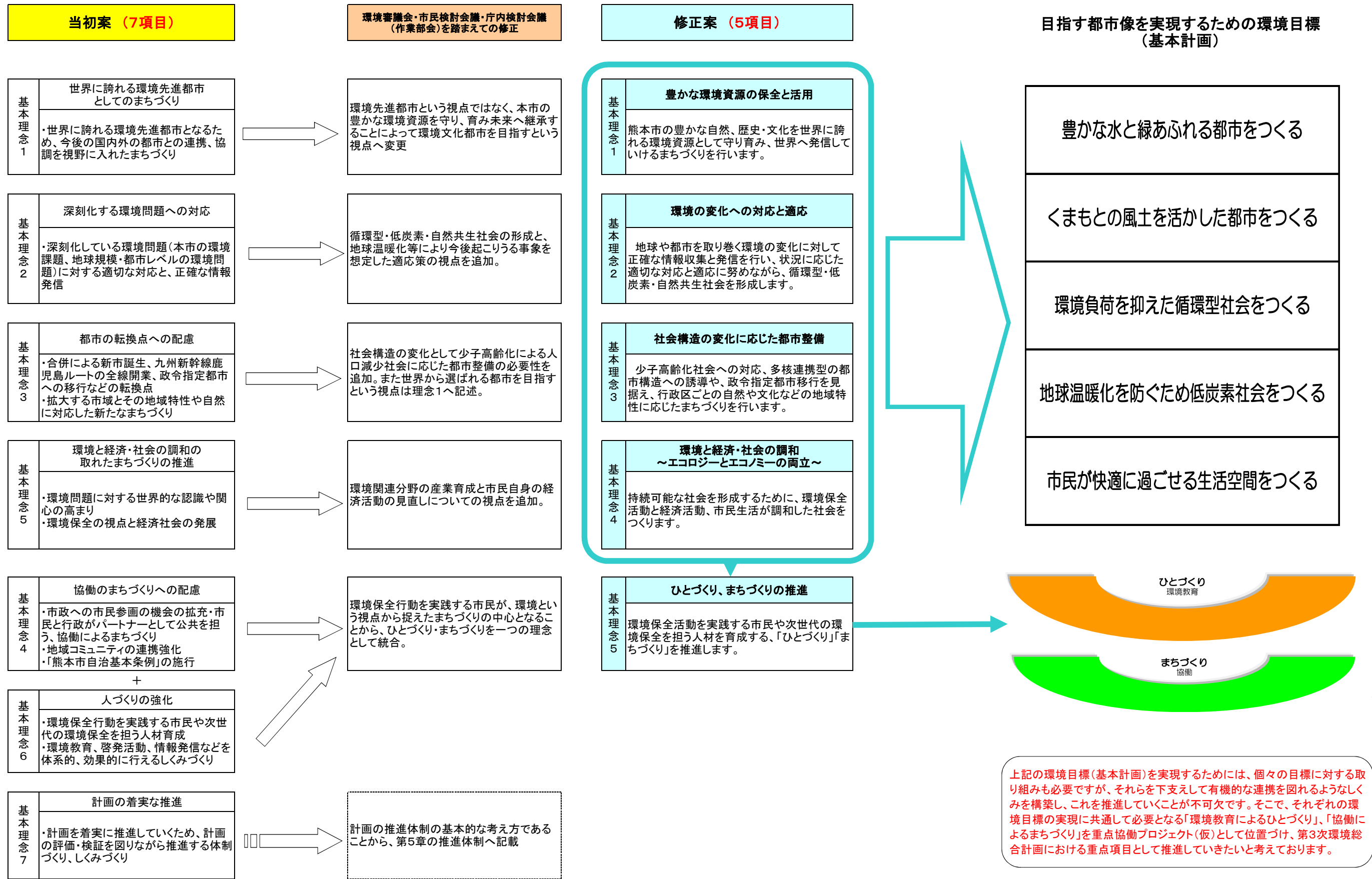
地下水をはじめとした素晴らしい環境
恵まれた環境に加えるとすれば文化
世界に誇るのは文化都市としてのまちづくり
文化と環境のマッチングしたいまち
次世代の子どもたちに引き継ぎたい

市民検討会議におけるキーワード「つなぐ」

情報、コミュニティ、人間関係、市民から市民へ、団体と団体のコーディネーター、エコ活動の広がり、需要と供給、生物多様性、子どもから大人へのエコ意識の伝達、苦痛にならないような長く続ける取り組み、持続可能な社会、ひとづくり、まちづくり・・・これらを「つなぐ、つなげる」ことは全てにおいて有効であり、1つの側面から他者と連携しあうことでうまく輪が広がり、全体の環境保全へつながっていく

(第3回会議要旨)

■ 基本理念の修正案と基本計画との関連イメージ図

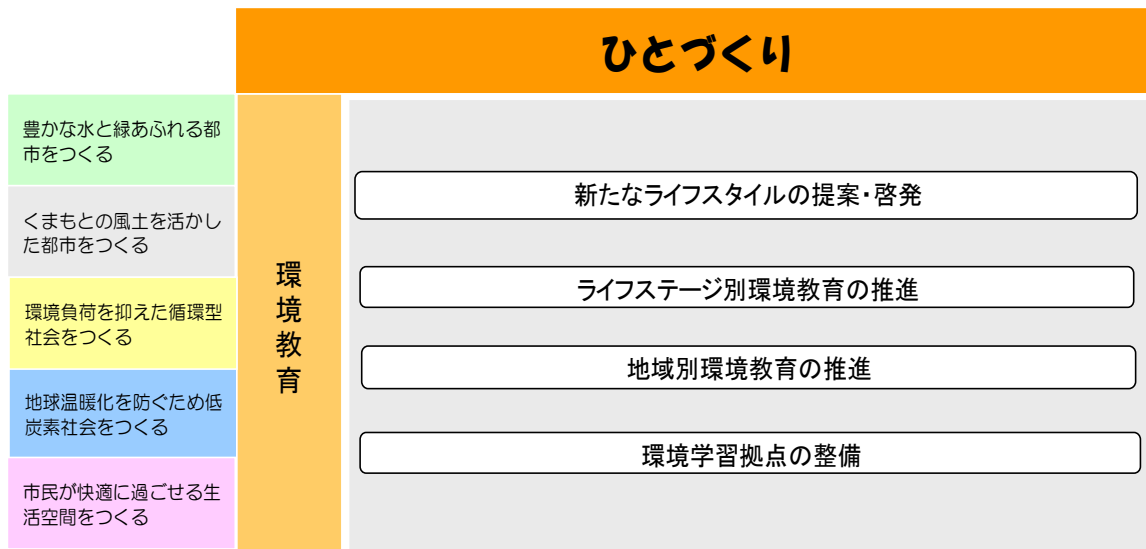


■基本計画体系(案)

	環境目標	中目標	小目標	中目標における取り組みの方向性（実行計画等）
目指す都市像の実現のために	1 豊かな水と緑あふれる都市をつくる	恵み豊かなくまもとの地下水をまもる	豊かな地下水をまもる（地下水量）	<地下水保全プラン> ・豊かで清らかな地下水を守り伝える
			清らかな地下水をまもる（地下水質）	
			広域的な連携を進め情報を発信する	
		自然豊かな「森の都」をまもり、育てる	緑をまもる	<緑の基本計画> ・緑の保全、創出、啓発
			新たな緑をつくる	
		人と生きもののつながりについて学び、まもる	自然とのふれあいを進める	生物多様性に係る国・県の取り組みとの連携
	生きものを育む自然環境をまもる			
	2 くまもとの風土を活かした都市をつくる	歴史文化をまもり、育てる	歴史的文化遺産等を保護し、継承する	<各史跡等の整備計画>、<観光振興計画>、<農水産業計画>等 ・史跡等文化財の保存・整備や観光振興、環境と調和した産業の支援
			環境資源等を活かした産業を育てる	
		魅力ある都市空間をつくる	自然や歴史を活かした都市景観をつくる	<景観計画><公園施設の維持管理及び整備に関する基本計画>等 ・都市景観の保全、育成、創造や公園の適切な維持管理・計画的な整備、安全で快適な道路環境の確保、良好な居住環境の誘導
			市民の憩いの場となる公園を整備する	
			安全で快適な道路環境を確保する	
事前配慮の仕組みをつくる				
3 環境負荷を抑えた循環型社会をつくる	ごみを減らし、資源循環のまちをつくる	ごみを減らし、リサイクルを推進する	<一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（策定中）>、<循環型社会形成推進地域計画>等 ・ごみの発生抑制、再使用、再資源化、適正処理	
		ごみを正しく処理する		
4 地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる	地域から地球温暖化の防止に貢献する	省エネルギー・創エネルギーを推進する	<低炭素都市づくり戦略計画> ・温室効果ガス削減目標の達成へ向けた地球温暖化対策の推進	
		環境にやさしい交通を推進する		
		低炭素型ライフスタイルを実践する		
		資源を有効に活用する		
5 市民が快適に過ごせる生活空間をつくる	心地よい生活空間をつくり、安心できるくらしをまもる	さわやかな大気をまもる	市民の日常生活をまもるための公害対策、自然災害や大規模な健康被害発生等に対する危機管理体制、環境保全のための調査、研究の充実等	
		騒音・振動のないまちをつくる		
		河川や海を汚染からまもる		
		有害化学物質による汚染を防ぐ		
		安心できるくらしをまもるため体制を整える		
		安心できるくらしをまもるため調査研究し情報を発信する		

重点協働プロジェクト（案）

I 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり



II 環境と調和した活力あふれるまちづくり

